

箕面市立彩都の丘学園 PTA 規約

第 1 章 総則（名称・目的・方針）

- **名称:** 本会は「箕面市立彩都の丘学園 PTA」と称する。
- **目的:** 会員相互の教養と親睦を図り、児童・生徒の健やかな成長と幸福を増進する。
- **方針:** 非営利・非宗教・非政党的な民主的団体として活動し、学校の人事・管理には干渉しない。

第 2 章 会員と会費

- **構成:** 本校に在籍する児童・生徒の保護者（または代理者）および教職員とする。
- **1 子 1 役の原則:** 会員は児童・生徒の在学期間中に、原則として 1 回以上の役員・委員を務めるものとする。
- **会費:** 会費の額および徴収方法は、実行委員会の議を経て別に定める施行細則による。ただし、金額が増額する場合は総会での決議が必要とする。

第 3 章 役員および組織

- **役員の構成:** 本会に以下の役員を置く。各役員の定員および具体的な役割は、年度ごとに実行委員会の議決を経て決定する。
 1. 会長
 2. 副会長
 3. 書記
 4. 会計
- **選出と任期:** 役員は推薦委員会の公募に基づき選出され、任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。
- **柔軟な定員設定:** 役員の種類および各定員は、活動実態に合わせ実行委員会がその年度の募集に際して柔軟に変更できるものとする。
- **会計監査:** 本会に前年度役員(会計除く)及び委員長の中から 1 名学校 1 名計 2 名の会計監査を置く。

第 4 章 会議（総会・実行委員会・役員会）

- **総会:** 本会の最高議決機関であり、全会員の 5 分の 1 以上の出席（委任状含む）で成立する。
- **実行委員会:** 役員、常任・特別委員長、校長、副校長で構成し、運営に必要な事項

を処理する。

- **役員会:** 役員、校長、副校長で構成し、活動運営の指針作成や PTA クラブの所管を行う。

第 5 章 委員会およびクラブ

- **常任委員会:** 実行委員会を得て必要と思われる各委員会を置く。また各委員会の人数も同様とする。
- **特別委員会:** 必要に応じて実行委員会の了承を得て設置する（推薦委員会等）。
- **PTA クラブ:** 会員の親睦を目的とし、役員会の所管において設立できる。

第 6 章 慶弔および見舞い

- **規定:** 会員相互の信頼を深めるため、弔慰金および見舞金に関する規定を別に定める。

第 7 章 規約の改正

- **手続き:** 本規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正できる。
- **細則について:** 細則の追加や変更に関しては、実行委員会の承認を得て変更できるものとする。ただし、規約に反する内容に関しては、上記条文手続きと同様とする。

2026 年 4 月 25 日改訂